

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築指導課)	1
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………	(財務指導課)	4

告 示

○建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有する者の決定…	(建築指導課)	5
○建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者の決定……………	(建築指導課)	6

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月28日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第10号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第3項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第17条第1項の規定により同項第1号アからエまでに定める書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により同号アからエまでに定める書類（同号エに掲げる者にあつては、建築実務（法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下この項、第17条第2項及び第19条の8第2項において同じ。）の経験を記載した書類及び使用者その他これに準ずる者が当該建築実務の経験を記載した書類の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類）を指定試験機関（法第15条の6第1項の規定により知事が指定した者をいう。以下同じ。）に提出した場合において、これらの書類に記載された内容と別記第1号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
 - (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
 - (3) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法第4条第4項第1号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
 - イ 法第4条第4項第2号に該当する者にあつては、同号（建築実務の経験に係る部分を除く。）に該当する者であることを証する書類並びに別記第1号様式の2による実務経歴書及び別記第1号様式の3による実務経歴証明書
 - ウ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、当該基準に適合することを証するに足りる書類
 - エ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち中に規定する者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
 - オ 法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、別記第1号様式の2による実務経歴書及び別記第1号様式の3による実務経歴証明書
- 第4条第3項を削り、同条第2項中「前項の」を「前2項の場合において、別記第1号様式による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による免許申請書に前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- 第13条中「第4条第1項」を「第4条第1項本文及び第2項」に、「第13条の10第1号」を「第13条の10第1項第1号」に改める。
- 第13条の7第3項中「記録をいう」の次に「。第13条の10第2項において同じ」を加え、同項第2号中「物」を「物（第13条の10第2項第2号において「磁気ディスク等」という。）」に改める。
- 第13条の10第3号中「合格者一覧表」を「規定により添付された書類」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
- (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交

付する方法

第15条第1項中「学科の試験に合格した者（他の都府県知事が行った試験）を「二級建築士試験の学科の試験に合格した者（他の都府県知事が行った試験（法第15条の6第1項の規定により他の都府県知事が指定した者が行った試験を含む。））」に改め、「、その申請により」を削り、「又は木造建築士試験の日」を「（以下この項において「学科合格試験」という。）の日」に、「2回」を「4回の二級建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）」に、「又は木造建築士試験に限り」を「に限り」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、木造建築士試験の学科の試験に合格した者（他の都府県知事が行った試験（法第15条の6第1項の規定により他の都府県知事が指定した者が行った試験を含む。）に合格した者を含む。）について準用する。

第17条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 法第15条第1号に該当する者 同号に該当する者であることを証する書類

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者 当該基準に適合することを証するに足りる書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうちイに掲げる者以外の者 同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

エ 法第15条第3号に該当する者 別記第1号様式の2による実務経歴書及び別記第1号様式の3による実務経歴証明書

第17条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条第2項中「法第15条の6第1項の規定により知事が指定した者（以下「」及び「」という。）」を削り、「前項各号に掲げる書類」を「前項第1号の書類（同号エに掲げる者にあつては、建築実務の経験を記載した書類及び使用者その他これに準ずる者が当該建築実務の経験を記載した書類の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類）及び同項第2号の書類」に、「これ」を「これら」に改める。

第17条の2の見出し中「申請等」を「申込み」に改め、同条第1項中「第15条第1項の申請及び」及び「（以下この条において「申請等」という。）」を削り、「第15条第2項及び前条第2項」を「同項」に、「申請等を」を「申込みを」に改め、同条第2項中「申請等」を「申込み」に改める。

第19条の8第2項中「を添えなければ」を「、第17条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号の書類（当該合格者が同号エに掲げる者である場合においては、建築実務の経験を記載した書類及び使用者その他これに準ずる者が当該建築実務の経験を記載した書類の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類）を添付しなければ」に改め、同条第3項中「添付書類」を「規定により添付された書類」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

二級
木造 建築士免許申請書

私は、二級（木造）建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。

私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

申請者氏名 印

北海道知事 様
指定登録機関
(名称)

ふりがな氏名	生年月日		年 月 日生		写真貼付欄 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して、のりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真と同じ写真を別に添えてください。
本籍			性別	男 ☐ 女 ☐	
現住所	〒		電話		
試験	二級（木造）建築士試験に合格した年		年		
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ ☐ 2 学歴及び実務 ☐ 3 実務のみ ☐ 4 建築設備士 ☐ 5 建築士法第4条第5項 ☐				
1 学歴のみに より申請する場合	学校名	学部名・学科名		入学・卒業（修了）年月	
				年 月入学 年 月卒業（修了）	
				年 月入学 年 月卒業（修了）	
2 学歴及び実務により申請する場合	学校名	学部名・学科名		入学・卒業（修了）年月	
				年 月入学 年 月卒業（修了）	
				年 月入学 年 月卒業（修了）	
3 実務のみに より申請する場合	建築実務経験期間の合計				
	年 箇月				

4 建築設備士により申請する場合	建築設備士登録番号・登録年月日				
	第 号・ 年 月 日				
5 建築士法第4条第5項により申請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日	
			年 月 日	年 月 日	
欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある ☐ ない ☐ あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある ☐ ない ☐ あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日				
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある ☐ ない ☐ あるときはその日 年 月 日				
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある ☐ ない ☐ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。はい ☐ いいえ ☐				
※審査					
※登録番号	第 号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号 受付年月日	第 号 年 月 日

注意事項

1 数字は、算用数字を用いてください。
2 申請者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。
3 ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けてください。
4 ※印欄は、記入しないでください。
5 この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式の2（第4条、第17条関係）
実務経歴書

私は、二級（木造）建築士の試験（免許）を受けたいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せてこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを第三者が確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。
年 月 日
申請者氏名 印
北海道知事様
指定登録機関
(名称)

勤務先等

勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）	在職期間の合計	
			年 月～ 年 月	年 箇月
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2第1項各号に掲げる実務に該当するものを記載すること。)	
年月～年月	年月数			

建築実務の詳細

建築実務経験期間の合計				
年 箇月				
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 箇月
	実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできる限り具体的に記載すること。)			
	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 箇月

令和2年（2020年）2月28日（金曜日）

北海道公報

号外第1号 3

(2)	実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできる限り具体的に記載すること。)		
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年 月～ 年 月 年 箇月
	実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできる限り具体的に記載すること。)		
※経由機関記載欄		※指定登録機関記載欄	

注意事項

1

数字は、算用数字を用いてください。

2

申請者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

3

この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。

4

記載内容に不備があった場合又は疑義が生じた場合には、再提出又は追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れることがあります。

5

虚偽の実務経歴を記載した場合には、建築士法上の措置がとられること又は登録が認められないことがあります。

6

※印欄は、記入しないでください。

別記第1号様式の3（第4条、第17条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

北海道知事様
指定登録機関
(名称)

証明者 印
住所・所在地
電話番号
免許申請者との関係

次の者が申請した二級（木造）建築士の受験申込書（免許申請書）に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験
建築実務経験期間の合計： 年 箇月
建築実務の内容：

備考 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認して記載してください。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる書類」とあるのは、「第1号に掲げる書類」とする。

3 改正後の規則第15条第1項の規定は、施行日以後に行われる二級建築士試験の学科の試験に合格した者について適用し、施行日前に行われた二級建築士試験の学科の試験に合格した者については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第15条第2項において準用する同条第1項の規定は、施行日以後に行われる木造建築士試験の学科の試験に合格した者について適用し、施行日前に行われた木造建築士試験の学科の試験に合格した者については、なお従前の例による。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第11号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第90号様式その4（表面）中

数	量	呼 称	備 考

令和2年（2020年）2月28日（金曜日）

北海道公報

号外第1号

4

を

単 価	数 量	呼 称	備 考

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に備えられているこの規則による改正前の北海道財務規則第90号様式その4による備品記録票は、この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第90号様式その4による備品記録票とみなす。

3 前項の規定により改正後の規則第90号様式その4による備品記録票とみなされたものに記載された指定物品に係るセット（以下「セット」という。）の内訳に変更があったときは、当該セットを構成する全ての物品についてその単価を当該備品記録票に記載しなければならない。ただし、当該セットの内訳に変更があるまでの間は、この限りでない。

告

示

北海道告示第155号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定に基づき、同条第1号と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

1 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表のウ欄に定める年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

注 イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校で修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上であるものにおいて、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練で修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上であるものにおいて、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業（認定職業訓練にあっては、修了）をした後、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に昭和48年北海道告示第1336号（建築士法による知識及び技能を有すると認める者の決定）第1号から第16号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- 1 この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。
2 平成20年北海道告示第439号（建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者の決定）は、廃止する。

北海道告示第156号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

令和2年2月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了）をした後、同表のウ欄に定める年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目（同告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年

は職業能力開発短期 大学校		
学校教育法による高 等学校又は中等教育 学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2 号に規定する科目（同告示の第1各号中「20単位」とあ るのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

注 イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）
にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29
年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっ
ては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成
29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校
にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるもの
とし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大
学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うも
のとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基
準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校に
あっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるもの
とする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校
又は各種学校で修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上であるものにおいて、同表のウ欄
に掲げる科目を修めて卒業した後、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の経験を有す
る者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高 等学校若しくは中等 教育学校又は旧中 等学校令（昭和18年勅 令第36号）による中 等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は 第2号に規定する科目 令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替える ものとする。）	0年 1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中 学校又は義務教育学 校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替える ものとする。）	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替える	4年

		ものとする。）	
--	--	---------	--

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学
校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による
各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開
発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練で修業年限が
同表のイ欄に掲げる年数以上であるものにおいて、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業
（認定職業訓練にあっては、修了）をした後、同表のエ欄に定める年数以上の建築実務の
経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高 等学校若しくは中 等教育学校又は旧中 等学校令による中 等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替える ものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中 学校又は義務教育学 校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替える ものとする。）	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は 第2号に規定する科目（同告示の第1各号中 「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替える ものとする。）	4年

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行う
ものとする。

4 建築設備士

5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18
年改正法施行日」という。）前に昭和48年北海道告示第1336号（建築士法による知識及び
技能を有すると認める者の決定）第1号から第16号まで（以下「昭和48年告示第1号等」
という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じ
てそれぞれ昭和48年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18
年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年
改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和48
年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの

6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和48年告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和48年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。
